

## 議題 3 最近の人権をめぐる動向

## 部落差別のない社会の実現に向けた取組について

## 1 同和問題（部落差別）に係る現状

同和問題に対する理解と認識は深まりつつあるが、いまだに差別発言や差別投書などの差別事象が発生している。特に最近ではインターネット上での人権侵害事案への対応が課題となっている。

## (1) 同和問題に係る人権相談や人権侵犯事件の状況

○同和問題に関する人権侵犯事件（法務省）は全国で例年 100 件程度で推移していたが、令和 2 年は 244 件、令和 3 年は 308 件と、近年増加傾向。（高松法務局管内においては、平成 27 年以降事例はなかったが、令和 2 年は 5 件、令和 3 年は 8 件発生）

- ・最近 5 年間の県人権相談窓口での相談件数の推移 ……別紙 表 4-1
- ・最近 5 年間の法務省人権擁護機関における人権相談等の状況 ……別紙 表 4-2

## (2) インターネット上の人権侵害の状況

## ①インターネット上の人権侵害事案

- 令和 3 年中のインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（法務省）は、1,736 件となっており、前年から 43 件増加し、高水準で推移。
- プロバイダ責任制限法及び同法ガイドラインにより、被害者本人又は法務省人権擁護機関からプロバイダ等に削除要請。

・インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件 ……別紙 表 4-3

## ②香川県人権啓発推進会議（県・市町・各種団体で構成）によるインターネット監視

- 平成 15 年度から、主に「同和問題」に係る差別書き込みについて、県・市町の担当でインターネット差別事象監視班を組織し、インターネット監視を開始。
- 不適切な書き込みを把握した場合には、各掲示板等の管理規定に基づき、直接削除依頼を行うほか、削除されない事案や監視班で対応できない事案は、高松法務局へ通報。

・推進会議による掲示板管理者への削除依頼状況 ……別紙 表 4-4

## ③インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘出事案（部落探訪）

- 近年、インターネット上に特定の地域がいわゆる同和地区であると示す情報を流通させるなどの悪質な事案が発生。
- 本県においては、令和 4 年 3 月から 6 月にかけて、「部落探訪」と称し、学術・研究名目に、県内の複数の特定の地域を同和地区であるとして、これまで県内 5 市 2 町において撮影した動画、画像等がユーチューブやツイッター、ウェブサイトに関連して掲載されたことを確認。
- 投稿内容としては、地域名を示し、ネガティブなイメージを植え付けるようなコメントをしながら地域を歩き、公営住宅、民家、公共施設等を撮影したものであり、一部地域では公営住宅等を 3D 映像撮影していたり、墓石や車のナンバープレートが見えたりするなど悪質なものであった。

## 2 インターネット上の部落差別への対応

## (1) 対応の考え方・制度・取組み

## ○国での有識者による検討

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」（憲法・民法の研究者、法律実務家、法務省、総務省、最高裁判所）が、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する情報を公表する行為は、実質的にはプライバシーを侵害する行為で違法であると評価できるとの見解を公表。（令和 4 年 5 月公表）

昨年 12 月、総務省は「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」を設置。SNS 事業者等における投稿内容の監視機能に関する透明性の確保や、投稿の削除に関

する当該事業者等に求められる役割等、当該事業者等が取るべき対策について検討し、本年6月を目途に報告書を取りまとめる計画。

### ○プロバイダ責任制限法の改正

令和4年10月、改正プロバイダ責任制限法が施行。SNS等で誹謗中傷をした者を特定する情報開示の裁判手続きがより簡易・迅速化。(新たな裁判手続きが創設され、別々に2回必要であった手続きを1回で行うことが可能となる等)

### ○侮辱罪の法定刑引き上げ

令和4年7月、インターネット上の誹謗中傷対策を目的に改正刑法が施行。侮辱罪の法定刑が引き上げられ、「拘留又は科料」から、「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」となり、公訴時効期間も3年に延長。

### ○法務省人権擁護機関による相談・救済制度

法務局・地方法務局・支局では、人権侵犯事件調査処理規程(法務省訓令)に基づき、被害者からの人権相談を受け、必要に応じて調査のうえ、事案に応じた援助、説示・勧告などの救済措置を実施。

インターネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害情報等については、人権侵犯事件と認定した場合に、被害者に対する削除方法等の説明やサイト運営者等に対する削除要請を実施。救済措置は、関係者の理解を得て自主的な改善を促すことが主な目的で、強制力なし。

### ○総務省のプロバイダ等に対する取組み

インターネット上の人権侵害に関する書き込みへの円滑な対応を可能とするため、平成30年から、法務省とともに、大手海外事業者や業界団体等の通信関連事業者との意見交換の場となる実務者検討会を継続的に開催。

### ○法務省依命通知

法務省は、平成30年12月、法務局及び地方法務局に依命通知を発出。「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべき」と整理。

## (2) 本県の対応

### ①国への要望

令和4年6月、総務省及び法務省に対し、インターネット上の人権侵害等への対策強化について、実効性のある対策と有効性のある人権救済に関する法律の早期制定を要望。

### ②啓発、相談

○同和問題啓発強調月間(8月)の取組

啓発ポスター作成、テレビ・TVer・アプリ動画広告・FM香川・SpotifyでのスポットCM、新聞広告、ポスター・パネル展(県内5か所)、街頭キャンペーン(県内4か所)、人権・同和问题Web講演会、立看板、広報誌等

○インターネット監視の活動実績集とネット書き込みの削除マニュアルの作成、市町へ提供

○人権問題全般に対する人権相談窓口の設置(弁護士の法律相談、人権調整委員の斡旋)

### ③「部落探訪」投稿への対応

○「部落探訪」の動画や画像等を確認後、速やかに、ツイッター及びユーチューブのサイト上から、人権侵害のおそれのある情報であるとして違反報告。国の人権擁護機関である高松法務局にも、人権侵犯に該当するとして通報し、対応を要請。

○令和4年8月、ツイッター及びユーチューブの海外本社や日本法人に対して、同和問題が我が国固有の深刻かつ重大な人権問題であることを説明し、事業者自身の削除に関するポリシーに基づき、削除に向けた対応を検討するよう違反報告するなど、対応を実施。

○部落探訪と類似する動画が投稿される被害にあうも、民事保全法に基づく削除仮処分により削除することに成功した丹波篠山市の担当弁護士を講師に招いて、8市9町当事者が参加した勉強会を令和4年10月に開催した。

○一般社団法人セーフターインターネット協会が運営する誹謗中傷ホットラインへ一連の部落探訪の動画を通報した。

○各市町の隣保館職員で組織する香川県隣保館連絡協議会を通じ、日頃の隣保館での相談支援活動の中で、子ども達の心情に配慮した対応を適切に行うよう要請した。

### (SNS事業者の動き)

関連性は不明だが、グーグルは令和4年11月、自社の「ヘイトスピーチに関するポリシー」に違反するとして、運営する動画投稿サイト「ユーチューブ」上に公開されていた、本県に係る動画を含む約200本の動画を削除。

- 削除に応じていないツイッターに対して、令和5年3月、「部落探訪」投稿の被害を受けた地域を所管する市町と県の連名で、あらためて違反報告。
- プロバイダ業界団体が策定した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」(削除要請を受けたプロバイダ等がとるべき行動基準を明らかにした指針)について、所要の見直しを行い、送信防止措置の強化など実効性のある対策を講じるよう、同団体に対して県と全市町の連名で要望書を令和5年2月に提出し、意見交換を実施。

### (3) インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示に係る他県の対応例

#### ○都道府県における条例の制定状況

- ・差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例(プロバイダの責務あり)制定:三重県(令和4年)
- ・大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例制定:大阪府(令和4年)  
条例に基づき「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害の解消に関する有識者会議」を設置。インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策を検討し、取りまとめ(案)公表(令和5年1月)
- ・部落差別解消推進法の趣旨に沿い、部落差別の解消の推進に関する条例制定:奈良県(平成31年)、和歌山県(令和2年、プロバイダの責務あり)、埼玉県(令和4年)

(参考)

- ・身元調査等を規制する部落差別事象の発生防止等に関する条例(大阪府、徳島県、香川県、福岡県、熊本県で制定)を部落差別解消推進法の趣旨に沿い、全部改正:福岡県(平成31年)、熊本県(令和2年)

#### ○丹波篠山市の仮処分による対応

令和2年、丹波篠山市の地域を特定する形で被差別部落である旨を掲載する動画がSNS事業者3社の動画サイトに投稿(「部落探訪」の投稿者とは異なる)。同市と自治会長が申立人となり、削除を求める仮処分を神戸地裁柏原支部に申し立て。2社は裁判中に任意で投稿動画を削除し、1社は削除仮処分命令が決定し、投稿動画を削除。

### (4) 【参考】プロバイダ業界団体の取組み

- プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会による「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の策定  
インターネット上の情報流通による権利侵害に適切・迅速に対処できるよう、プロバイダ等がとるべき行動基準を明確化するためガイドラインを策定。
- 違法情報等対応連絡会による「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の策定  
インターネット上の違法・有害情報への適切かつ迅速な対応を図るため、プロバイダ等と利用者等が結ぶ契約約款モデル条項を策定。

### (5) 今後の対応の方向性

- ・部落差別のない社会の実現に向け、インターネット等に差別的情報が流布しないよう、効果的な啓発やインターネット監視に努めるとともに、相談対応では、高松法務局等と緊密に連携し、被害者救済に取り組む。
- ・国の動向を注視しつつ、引き続きインターネット上の人権侵害情報の削除に向け、市町や関係機関とも相談しながら、他県の事例なども参考に効果的な方策について研究する。

表4-1 最近5年間の県人権相談窓口での相談件数の推移

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
同和問題	9	4	3	5	10	7
総 数	120	233	188	177	203	183

※4年度は2月末時点

表4-2 最近5年間の法務省人権擁護機関における人権相談等の状況

(平成、令和) 暦年		29年	30年	元年	2年	3年	
人権相談	同和問題	全 国	402	364	346	273	303
		四 国	51	53	51	23	34
		高松法務局	8	24	8	4	3
	総 数	全 国	225,040	216,239	203,570	173,634	166,457
人権侵犯 事件 (新規救済 手続開始 件数)	同和問題	全 国	86	92	221	244	308
		四 国	9	10	2	19	13
		高松法務局	-	-	-	5	8
	総 数	全 国	19,533	19,063	15,420	9,589	8,581

表4-3 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件

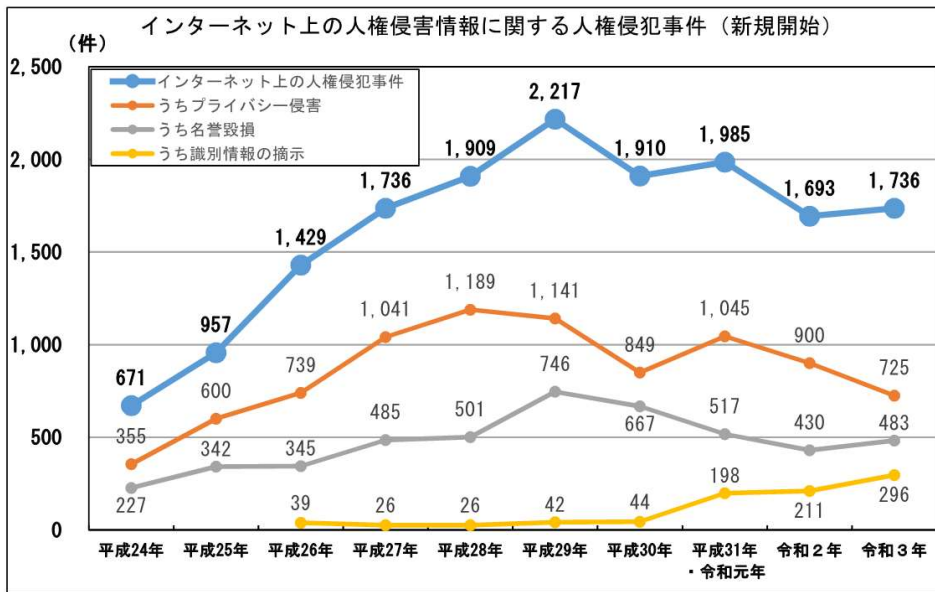


表4-4 推進会議による  
掲示板管理者等への削除依  
頼の状況

年度	削除 依頼	削除 件数
15年度	102	34
16年度	79	65
17年度	242	152
18年度	342	140
19年度	209	122
20年度	58	22
21年度	142	53
22年度	43	13
23年度	58	17
24年度	43	21
25年度	35	16
26年度	23	22
27年度	53	10
28年度	15	2
29年度	44	7
30年度	91	66
元年度	138	69
2年度	139	11
3年度	113	37
4年度	80	25
合 計	2,049	904

【令和4年度に削除された書き込み事例】

- ・ ■■■市ってことは■■■かな？
- ・ ■■■ ■■■ ■■■ 香川の3大b楽地区
- ・ ■■■は怖い人多い

※ 特定の個人名や地名等を掲げた書き込みは削除されるが、対象が広い場合や伏せ字を利用するなどして、特定の判断が難しい場合は、削除依頼に応じてもらえない傾向がある。

※4年度は2月末時点